

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの新たな負担金の額について【令和3年4・5・6月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）附則48の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る新たな負担金の額については、同附則51及び52の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回らなかった場合には、当該納付猶予牛に係る負担金の額は零となっています。

今般、令和3年4・5・6月における当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の新たな負担金の額を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合

(1) 肉専用種

算出の区域	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月
北海道	0円	4,703.625円	8,741.25円
青森県	0円	0円	3,339.675円
岩手県 肉専用種 (日本短角種を除く。)	0円	0円	1,863.9円
宮城県	0円	2,857.05円	6,504.975円
秋田県	0円	0円	2,960.775円
山形県	0円	0円	0円
福島県	0円	2,597.175円	6,245.1円
茨城県	0円	256.95円	1,673.55円
栃木県	0円	411.075円	1,827.675円
群馬県	0円	0円	1,319.175円
埼玉県	0円	591.75円	2,008.35円
千葉県	0円	0円	0円
東京都	0円	0円	292.725円
神奈川県	0円	1,607.4円	3,024.0円

算出の区域	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月
山梨県	0円	0円	0円
静岡県	0円	0円	0円
新潟県	0円	0円	0円
石川県	0円	387.675円	0円
福井県	0円	915.525円	0円
愛知県	0円	0円	0円
三重県	0円	0円	0円
滋賀県	0円	0円	0円
京都府	0円	0円	0円
大阪府	0円	0円	0円
兵庫県	0円	5,518.35円	4,692.15円
奈良県	0円	0円	0円
和歌山県	0円	0円	0円
島根県	0円	1,127.475円	2,162.925円
岡山県	0円	0円	0円
広島県	0円	0円	0円
山口県	0円	0円	0円
徳島県	0円	0円	0円
香川県	0円	0円	0円
愛媛県	0円	0円	0円
福岡県	0円	0円	0円
佐賀県	0円	0円	0円
長崎県	0円	0円	0円
熊本県	0円	0円	0円
大分県	0円	0円	0円
宮崎県	0円	0円	0円
鹿児島県	0円	0円	0円
沖縄県	0円	0円	2,169.675円

(2) 交雑種

	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月
東京都、京都府	0円	0円	6,621.3円

2. 負担金の納付先が機構である場合
肉専用種

令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月
0円	0円	0円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当:青木、柳田、山口、小南、峯岸
電話:03-3583-8562